

広島県告示第百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成三十年三月十五日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二七五号	三次市三次町一七八番四地先から 三次市三次町一七八番八地先まで	平成三〇年三月一日